

秋田県条例第五号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は」を「、」に、「」を「」又は第三十一条の二十二の許可（以下この条において「特定遊興飲食店営業許可」という。）を「に改め、同条第二項の表一の項イからハまでの規定中「第七条」を「第八条」に改め、同項ハ(1)中「以内に」を「以内の期間を」に改め、同表六の項の次に次の一項を加える。

七 特定遊興飲食店営業許可の申請	一万四千元
イ 三月以内の期間を限って営む営業	二万四千元
ロ その他の営業	

第二条第二項の表の備考に次のように加える。

五 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ七の項の下欄に定める額から八千円を減じた額とする。

六 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ七の項の下欄に定める額に六千八百円を加算した額とする。

第三条第二項の表中「八の項」の下に「及び二十の項」を加え、同表に次のように加える。

十二 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付	千百円
十三 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定による特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請	八千六百円（当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項による承認の申請にあっては、三千八百円）
十四 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第二項の規定による特定遊興飲食店	一万千円（当該申請を行う者が同時に他の法第

<p>営業者たる法人の合併に係る承認の申請</p>	<p>三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請にあっては、三千三百円)</p>
<p>十五 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定による特定遊興飲食店 営業者たる法人の分割に係る承認の申請</p>	<p>一万千円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定による承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定による承認の申請にあっては、三千三百円)</p>
<p>十六 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定による営業所の構造又は設備の変更の承認の申請</p>	<p>九千九百円</p>
<p>十七 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定による許可証の書換え</p>	<p>千四百円</p>
<p>十八 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定による特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請</p>	<p>一万三千円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定による認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定による認定の申請にあっては、一万円)</p>
<p>十九 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定による認定証の再交付</p>	<p>千百円</p>
<p>二十 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による営業所の管理者に対する講習</p>	<p>講習一時間につき六百五十円</p>

附 則

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定、同条第二項の表六の項の次に一項を加える改正規定及び

同表の備考に次のように加える改正規定（備考五に係る部分に限る。）並びに次項の規定は、同年三月二十三日から施行する。

2 前項ただし書に規定する日から平成二十八年六月二十二日までの間における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第二条第一項の規定により行われる同法第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十一条の二十二の規定による申請を行う者に係るこの条例による改正後の秋田県公安委員会関係手数料徴収条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは、「又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）第二条の規定による改正後の法」とする。